

## 資料 4 事務対応ガイド抜粋

個人情報保護に関する法律についての事務対応ガイド

(行政機関等向け)

## 【1】 3-2-1 個人情報（法第 2 条第 1 項）

P.33

## (3) 死者に関する情報

法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであり、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、「個人情報」の範囲に死者に関する情報は含まれていない。

## 【2 - 1】 3-2-5 要配慮個人情報（法第 2 条第 3 項）

P.45

「要配慮個人情報（※）」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の①から⑩までの記述等が含まれる個人情報をいう（ガイドライン 4-2-5（要配慮個人情報）を参照のこと。）。

なお、次の情報を推知させる情報に過ぎないもの（例：宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等）は、要配慮個人情報には含まない。

## ① 人種

人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まない。また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。

## ② 信条

個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものである。

## ③ 社会的身分

ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。

## ④ 病歴

病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががんに罹患している、統合失調症を患っている等）が該当する。

## ⑤ 犯罪の経歴

前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当する。

## ⑥ 犯罪により害を被った事実

身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。

## ⑦ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害があること（政令第 2 条第 1 号）。

- ⑧ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果（政令第 2 条第 2 号）
- ⑨ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（政令第 2 条第 3 号）
- ⑩ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）（政令第 2 条第 4 号）。
- ⑪ 本人を少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（政令第 2 条第 5 号）。

## 【2-2】3-2-6 条例要配慮個人情報（法第 60 条第 5 項）

P.51

条例要配慮個人情報とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についても、法第 2 条第 3 項に規定する要配慮個人情報の定義及び関係する規律が適用されるが、これとは別に、条例において上記の記述等を規定することができる。

なお、条例において上記の記述等を規定する場合には、委員会に事前に相談することが望ましい（ガイドライン 4-2-6（条例要配慮個人情報）を参照のこと。）。

条例要配慮個人情報については、個人情報ファイル簿の記載事項に関する特則が置かれている（法第 75 条第 1 項及び第 4 項）。また、条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない（法第 68 条第 1 項及び規則第 43 条第 5 号）。

なお、条例要配慮個人情報となる記述等を条例で規定する場合であっても、当該条例要配慮個人情報に係る条例の規定は、当該条例を定めた地方公共団体及び当該地方公共団体が設立する地方独立行政法人が保有する個人情報にのみ適用されることとなる。

また、条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に照らしできない。

## 【3】 4-3-1-1 行政機関の長等が講ずべき安全管理措置（法第 66 条第 1 項）

P.73

行政機関等においては、その取り扱う保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない（法第 66 条第 1 項。ガイドライン 5-3-1（1）（行政機関の長等の安全管理措置義務）を参照のこと。）。

個人情報取扱事業者が安全管理のための措置を講じる対象は「個人データ」であること（法第 23 条）に対し、行政機関等については（個人情報ファイル等ではなく）「保有個人情報」が対象とされており、散在情報も含めて安全管理措置を講じる必要がある。

とりわけ、大量の保有個人情報を取り扱う行政機関等や、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして漏えい等が生じた場合に本人の権利利益が侵害される危険が大きい行政機関等においては、ガイドライン、本事務対応ガイドその他委員会が示す資料等を参照の上、安全管理措置を確実に講じることが求められる（ガイドライン 5-3-1（安全管理措置）を参照のこと。）。

## (1) 「安全管理のために必要かつ適切な措置」

「安全管理のために必要かつ適切な措置」には、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置及び外的環境の把握があり、それぞれ以下のようなものが挙げられる。また、保有個人情報の取扱いの委託に当たって、委託に関する契約条項の中に再委託の際の条項等適切な安全管理のための条項を含めることや、委託先に必要かつ適切な監督を行うことも必要な措置に含まれる。

## 【組織的安全管理措置】

- ・ 組織体制の整備
- ・ 個人情報の取扱いに係る規律に従った運用
- ・ 個人情報の取扱状況を確認する手段の整備
- ・ 漏えい等の事案に対応する体制の整備
- ・ 個人情報の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

## 【人的安全管理措置】

- ・ 従事者の教育

## 【物理的安全管理措置】

- ・ 個人情報を取り扱う区域の管理
- ・ 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- ・ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
- ・ 個人情報の削除及び機器、電子媒体等の廃棄

**【技術的安全管理措置】**

- ・ アクセス制御
- ・ アクセス者の識別と認証
- ・ 外部からの不正アクセス等の防止
- ・ 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

**【外的環境の把握】**

- ・ 保有個人情報取り扱いされる外国の特定
- ・ 外国の個人情報の保護に関する制度等の把握

求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。

具体的に講じなければならない安全管理措置については、4-8（（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針）に基づき、実施することが求められる。

**(2) サイバーセキュリティ対策との連携**

デジタル化が進むなか、安全管理措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要である。サイバーセキュリティ対策を講ずるに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 26 条第 1 項第 2 号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正な水準を確保する必要がある（ガイドライン 5-3-1（1）（行政機関の長等の安全管理措置義務）を参照のこと）。

例えば、サイバーセキュリティの一層の確保を図るため、行政機関においては、個人情報を極めて大量に取り扱う業務を行うシステム等の調達に当たっては、以下の申合せを踏まえて、サイバーセキュリティに関する対策の基準等に照らして必要な措置を講ずる必要がある。

○ IT 調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ ※令和 3 年 7 月 6 日一部改正）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/kettei/20210706kettei\\_2-1.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/kettei/20210706kettei_2-1.pdf)

**(3) 委託先の監督**

行政機関等が保有個人情報の取扱いを委託する場合は、行政機関等として講ずべき安全管理措置として、上記サイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考に委託先によるアクセスを認

める情報及び情報システムの範囲を判断する基準（保存された情報等に対して国内法令のみが適用されること等）や委託先の選定基準を整備するとともに、委託先との契約において安全管理措置のために必要な条項（委託先における情報管理に関する条項、再委託先の選定に関する条項、委託先に対する監査に関する条項等）を盛り込んだ上で、定期的な監査を行う等、委託先に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。なお、委託先が講ずべき措置については 4—3-1-2（1）（行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者）を参照のこと。

保有個人情報の取扱いの委託を行う際に講ずべき措置の具体的な内容については、4-8（（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針）のうち 4-8-9（個人情報の取扱いの委託）に基づき、実施することが求められる。

なお、近年、行政機関等においても民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合がありますが、当該クラウドサービス上で取り扱う情報が保有個人情報に該当する場合（3-2-3（1）（「行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもの」）を参照のこと。）には、行政機関等は、自ら果たすべき安全管理措置の一環として、必要かつ適切な措置を講じる必要がある。

特に、当該民間事業者が外国にある事業者の場合（※）や当該民間事業者が国内にある事業者であっても外国に所在するサーバに保有個人情報が保存される場合においては、当該保有個人情報は外国において取り扱われることとなるため、当該外国（クラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国）の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない（4-8（（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針）のうち 4-8-5（保有個人情報の取扱い）（10）を参照のこと。）。

（※）日本国内に所在するサーバに個人情報が保存される場合も含む。

また、行政機関等において、個人情報等を外部委託先（クラウドサービスや SNS サービスを含む）に提供する場合や、民間企業等が不特定多数のユーザーに対して同一条件で提供するサービス（いわゆる「約款による外部サービス」）を利用する場合については、令和 3 年 6 月、内閣官房（サイバーセキュリティセンター(NISC))、個人情報保護委員会ほか関係省庁の連名で、それらの考え方を示している。

○「政府機関・地方公共団体等における業務での LINE 利用状況調査を踏まえた今後の LINE サービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）」の一部改正（令和 3 年 6 月 11 日 内閣官房、個人情報保護委員会、金融庁、総務省）

<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210611.pdf>

以上につき、委託元である行政機関等が委託先に対して必要かつ適切な監督を行っていない場合で、委託先（再委託先を含む。）が個人情報について不適切な取扱いを行ったときは、委託元である行政機関等による法違反と判断され、委員会は、行政機関等に対して必要な指導、助言、勧告等を行うことが考えられる。

**【委託先に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】**

事例 1) 保有個人情報の安全管理措置の状況を契約締結時及びそれ以後も適時把握せず外部の事業者に委託した結果、委託先が保有個人情報を漏えいした場合

事例 2) 保有個人情報の取扱いに関して必要な安全管理措置の内容を委託先に指示しなかった結果、委託先が保有個人情報を漏えいした場合

事例 3) 契約の中に、委託元は委託先による再委託の実施状況を把握することが盛り込まれているにもかかわらず、委託先に対して再委託に関する報告を求めるなどの必要な措置を行わず、委託元の認知しない再委託が行われた結果、当該再委託先において保有個人情報が滅失や毀損した場合

事例 4) 委託先が保有個人情報の処理を再委託している場合に、委託元において再委託先の保有個人情報の取扱状況の確認を怠った結果、再委託先で保有個人情報が滅失や毀損した場合

また、委託先が個人情報取扱事業者（法第 16 条第 2 項）に該当する場合には、委託先において、個人データに関する安全管理措置を講ずべき義務（法第 23 条）も負うこととなるところ、行政機関の長等は、委託先に対する必要かつ適切な監督の一環として、法に従った個人データの適切な取扱いが確保されるように、委託先に対して必要な助言や指導を行うことが考えられる。

**【4】 4-5-2 例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合  
（法第 69 条第 2 項）**

P.102

行政機関の長等は、次の（1）から（4）までのいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、及び提供することができる。ただし、これらに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、及び提供することができない（法第 69 条第 2 項。ガイドライン 5-5-2（例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合）を参照のこと）。

なお、利用目的以外の目的のための利用及び提供を恒常的に行うことを個人情報の取得前から予定している場合は、そのような利用及び提供が可能となるように利用目的を設定しておくべきである（4-2-1 (3)（利用目的以外の目的のための利用及び提供の制限との関係）を参照のこと。）。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき（法第 69 条第 2 項第 1 号）。

「本人の同意」は、必ずしも書面によることを要しない。

保有個人情報が利用目的以外の目的のために利用、又は提供されることについて本人が同意したことによって生ずる結果について、当該本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であり判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

なお、本人の同意があるときや本人に提供するときであっても、当該本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは利用目的以外の目的のために利用し、及び提供することはできない。例えば、本人の同意があったとしても、その同意が強制されたものである場合、保有個人情報の中に本人の情報の他に第三者の情報も含まれている場合などは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものと考えられ、本項ただし書に該当する。

また、「本人に提供するとき」とは、行政機関の長等の判断により本人に提供する場合をいい、例えば、本人から試験結果の提供を求められた場合に本人に対して提供をする場合も含まれる（※）。

（※）口頭での求めに応じて提供する場合も含まれる。なお、求める方法のいかんにかかわらず、提供に当たっては、提供先が本人であることについての確認が必要であり、開示等請求における本人確認の方法等も参考に、適切に対応する必要がある。

なお、本号に基づく本人への保有個人情報の提供や保有個人情報の開示は、法第 76 条の規定に基づく本人からの開示請求に応じて開示する場合には含まれない。

(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（法第 69 条第 2 項第 2 号）。

ここでいう「事務又は業務」には、当該行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務・業務が含まれる（4-1（保有に関する制限）(2)を参照のこと。）。地方公共団体においては、地方自治法第 2 条第 2 項に規定する「地域における事務」もこれに含まれる。

また、ここでいう「法令」には、条例が含まれる（法第 61 条第 1 項）ほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる（ガイドライン 5-5-2（例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合）及び 3-3（その他（法令））を参照のこと。）。



また、「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。

【「相当の理由があるとき」に該当すると考えられる事例】

事例) 農地情報を集約した「eMAFF 地図」を整備するために、法務省から農林水産省に「地番」情報を提供する場合

- (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（法第 69 条第 2 項第 3 号）。

「事務又は業務」及び「相当な理由があるとき」についての考え方は、上記 (2) と同様である。

なお、同号に基づく提供先である「地方公共団体の機関」には、議会が含まれる（法第 2 条第 11 項第 2 号）。

- (4) 上記 (1) から (3) までに掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき（法第 69 条第 2 項第 4 号）。

「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」とは、保有個人情報の提供を受ける者が専ら統計の作成や学術研究という公益性の高い目的のために利用する場合に、その利用に供するために提供することをいう。これらの場合には、提供した保有個人情報について特定の個人が識別することができない形で用いられることが通常であり、個人の権利利益が侵害されるおそれが少なく、かつ、公共性も高いと考えられることから、利用目的以外の目的のための利用及び提供の原則禁止の例外としたものである。

また、「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」には、本人の生命や身体、又は財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭の給付、栄典の授与等のために必要がある場合などが含まれる。

**【提供することが明らかに本人の利益になると考えられる事例】**

事例 1) 緊急に輸血が必要な場合に当該個人の血液型を医師に知らせる場合

事例 2) 災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合

さらに、「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関等において厳格に管理すべき個人情報について、行政機関等以外の者に例外として提供（※）することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。具体的には、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要である。

（※）行政機関等に対して、利用目的以外の目的のために個人情報を提供する場合は、法第 69 条第 2 項第 3 号に基づき、「相当の理由」がある場合であるかを判断することとなる。

**【特別な理由があるものとして利用目的以外の目的のための提供が認められ得る事例】**

事例 1) 在留外国人の安否確認の必要性から、法務省が、安否確認を実施する日本赤十字社、

外国政府や国際機関に対して、保有する当該在留外国人の氏名等の情報を提供する場合

事例 2) 国の行政機関において、幹部公務員の略歴書を作成し公表等を行う（※）こと。

（※）『国の行政機関における幹部公務員の略歴の公表の在り方について（通知）』（総管情第 63 号平成 19 年 5 月 22 日）（資料 1）において、行政機関における幹部公務員の略歴の公表の在り方について示されているところ、令和 3 年改正法の施行後も、同通知における整理を踏襲し、引き続き、各行政機関において同様の対応を行う必要がある。

その上で、同通知 4. (3) における整理を踏襲し、同通知に基づく幹部公務員の略歴の公表は、利用目的以外の目的のために行われる場合には、法第 69 条第 2 項第 4 号に規定する「特別の理由」がある場合に該当するものとする。

**【5-1】5-2-1 個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第 75 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）**

P.167

個人情報ファイルの保有等に関する事前通知の義務（法第 74 条第 1 項）は、行政機関に対してのみ課されるものであるが、個人情報ファイル簿の作成及び公表は、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を含む行政機関の長等が行わなければならない（法第 75 条第 1 項。ガイドライン 6-2（個人情報ファイル簿の作成及び公表）を参照のこと。）。

すなわち、行政機関の長等は、保有する個人情報ファイルについて、法第 75 条第 2 項又は第 3 項に該当する場合を除き、所定の事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなけれ

ばならない。なお、その記載内容については、できるだけ分かりやすい内容とするとともに、個人情報ファイル簿の作成及び公表の適用除外の該当性の判断については、個人の権利利益の保護という観点から、厳格に行うことが求められる。

《中略》

(1) 個人情報ファイル簿の作成時期

行政機関の長等は、個人情報ファイル(個人情報ファイル簿作成の対象外となるものを除く。個人情報ファイル簿の作成の対象外となるものについては、5-2-1(3)(個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象外となる個人情報ファイル)を参照のこと。)を保有するに至ったときは、直ちに個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

《中略》

(2) 個人情報ファイル簿の作成

個人情報ファイル簿は、各行政機関等がそれぞれ保有する個人情報ファイルについて、各行政機関等单位に、個々の個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿(標準様式第1-4を1冊のファイルにまとめた帳簿(例えば、バインダーやフラットファイルなど。電磁的記録によることも可能(※))を1冊作成する(政令第21条第2項)(地方公共団体への適用については5-2-2(地方公共団体等への適用)を参照のこと。))。

(※) デジタル手続法第9条第1項及びデジタル手続法施行規則第10条の規定による。

個人情報ファイル簿に掲載する記載事項は次のとおりである。

- ① 個人情報ファイルの名称(法第74条第1項第1号)
- ② 行政機関等の名称(同項第2号)
- ③ 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称(同項第2号)
- ④ 個人情報ファイルの利用目的(同項第3号)
- ⑤ 個人情報ファイルの記録項目(同項第4号)
- ⑥ 記録範囲(同項第4号)
- ⑦ 記録情報の収集方法(同項第5号)
- ⑧ 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨(同項第6号)
- ⑨ 記録情報の経常的提供先(同項第7号)
- ⑩ 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地(同項第9号)
- ⑪ 他の法令の規定による訂正又は利用停止の制度(同項第10号)
- ⑫ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルの別(政令第21条第6項第1号)
- ⑬ 政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無(同条第6項第2号)

- ⑭ 行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨（法第 110 条第 1 号）（※1）
- ⑮ 行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地（同条第 2 号）（※1）
- ⑯ 行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目（法第 117 条第 1 号及び規則第 63 条）（※1）
- ⑰ 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地（法第 117 条第 2 号）（※1）
- ⑱ 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間（同条第 3 号）（※1）
- ⑲ 条例要配慮個人情報が含まれる旨（法第 75 条第 4 項）（※2）
- ⑳ 備考

（※1）行政機関等匿名加工情報については、7（行政機関等匿名加工情報）を参照のこと。

（※2）地方公共団体の機関又は地方独立行政法人において、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団が条例で定める記述等が含まれる個人情報を保有している場合に限る。条例要配慮個人情報については、3-2-6（条例要配慮個人情報）を参照のこと。

### (3) 個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象外となる個人情報ファイル

行政機関の長等は、次の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成及び公表を行う必要がない（法第 75 条第 2 項）。

- ① 「前条第 2 項第 1 号から第 10 号までに掲げる個人情報ファイル」（法第 75 条第 2 項第 1 号）

委員会への事前通知を要しない個人情報ファイルは、個人情報ファイル簿の作成及び公表を要しない。ただし、法第 74 条第 2 項第 11 号に該当する個人情報ファイルであるマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルについては、一般的に電子計算機処理に係る個人情報ファイルに比して個人の権利利益侵害のおそれが小さいことから事前通知の適用除外としているが、行政機関等が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び利用の実態をできる限り国民等に明らかにするという観点から、個人情報ファイル簿を作成し、公表する。

- ② 「前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの」（法第 75 条第 2 項第 2 号）

既に個人情報ファイル簿を作成して公表している個人情報ファイルに含まれる記録情報の全部又は一部の写しを作成し、作業用として使用する場合、事故等に備えて予備的に作成し、保有する場合（バックアップ）などが本号に該当する。

電子計算機処理に係る個人情報ファイルについては、法第 74 条第 1 項の規定により委員会への事前通知の対象となるが、当該個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一

部を記録した個人情報ファイルであって、「その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの」については、同条第 2 項第 5 号の規定により、委員会への事前通知の対象外となるため、法第 75 条第 2 項第 1 号の規定により、個人情報ファイル簿の作成及び公表を要しない。このため、本号に該当する個人情報ファイルとして個人情報ファイル簿の作成及び公表を要しないものは、委員会への事前通知を要しないマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、「その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの」を想定している。

③ 「前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル」（法第 75 条第 2 項第 3 号）

既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイルの作成に際し、その入力票又は出力票をマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルとして保有している場合には、既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイルに付随するマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルについて、重ねて個人情報ファイル簿を作成し公表する必要がないことから、これらの個人情報ファイルは適用除外とされている（政令第 21 条第 7 項）。

(4) 個人情報ファイル簿の記載事項の修正

個人情報ファイル簿の作成後に記載すべき事項に変更が生じたときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正する（政令第 21 条第 3 項）。

(5) 個人情報ファイルの保有終了等

個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又は個人情報ファイルの本人の数が 1,000 人を下回ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除する（政令第 21 条第 4 項）。具体的には、上記（2）の帳簿から該当する個人情報ファイル簿（単票）を消除する。

(6) 個人情報ファイル簿の公表等

① 事務所への備付け

行政機関等の事務所に 1 冊の個人情報ファイル簿を備えて置き一般の閲覧に供する（政令第 21 条第 5 項）。なお、いわゆる従たる事務所において個人情報ファイル簿を公表する義務はないが、透明性確保の観点（ガイドライン 6-2（個人情報ファイル簿の作成及び公表）を参照のこと。）から、可能であれば、従たる事務所（例：法第 126 条の規定に基づき権限又は事務を委任している出先機関の窓口）においても、個人情報ファイル簿を公表することが望ましい。

② インターネットによる公表

政令第 21 条第 5 項の規定によるインターネットによる公表については、行政機関にあっては、原則として、デジタル庁が運用するウェブサイト（e-Gov ポータル）を利用して行う。独

立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人にあつては、例えば自組織のホームページに掲載するなど、情報通信技術を利用する適当な方法で公表する。

(7) 個人情報ファイル簿の一部不記載

記録項目の一部、記録情報の収集方法若しくは記録情報の経常的提供先を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる（法第 75 条第 3 項。ガイドライン 6-2（個人情報ファイル簿の作成及び公表）を参照のこと。）。「当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき」については、個人情報ファイルの作成及び公表を行う趣旨からすれば（ガイドライン 6-2（個人情報ファイル簿の作成及び公表）を参照のこと）、判断を行う行政機関の長等の恣意的な判断に委ねる趣旨ではなく、本要件に該当するか否かを厳格に判断することが求められる。

（参考）ある個人情報ファイルが特定個人情報ファイルにも該当する場合の扱いある個人情報ファイルが、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルである特定個人情報ファイル（番号法第 2 条第 9 項）に当たる場合には、法第 75 条の規定に基づく個人情報ファイル簿の作成・公表に加えて、番号法第 28 条の規定に基づき、特定個人情報保護評価としてファイル名や記録項目等を公表する必要がある。

【5-2】5-2-2 地方公共団体等への適用（法第 75 条第 4 項及び第 5 項）

P.175

(1) 個人情報ファイル簿の作成及び公表

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人（法第 58 条第 1 項第 2 号に掲げる法人を含む。以下 5—2—2 において同じ。）が作成する個人情報ファイル簿には、行政機関及び独立行政法人等が作成する場合に記載しなければならない事項に加えて、記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨を記載（標準様式第 1-5 を参照のこと。）しなければならない（条例要配慮個人情報については、3-2-6（条例要配慮個人情報）を参照のこと。）。

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人における個人情報ファイル簿の作成及び公表については、以上を除き、行政機関及び独立行政法人等と同様である（5-2-1（個人情報ファイル簿の作成及び公表）を参照のこと。）。

(2) 個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成及び公表

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人においては、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿に追加して、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報を取

扱う事務単位で作成された帳簿等。いわゆる事務登録簿等。)を作成し、公表することも可能とされている(法第75条第5項)。

このような帳簿を作成・公表する場合であっても、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人においては、個人情報ファイル簿についても作成・公表を行わなくてはならない(法第75条第5項)(ガイドライン6-2(個人情報ファイル簿の作成及び公表)を参照のこと。)

## 【6】6-1-1 開示請求(法第76条)

P.178

国民のみならず外国人も含む全ての自然人は、自己を本人とする保有個人情報の開示請求を行うことができる(法第76条第1項。ガイドライン7-1-1(開示請求の主体)及び7-1-2(開示請求の対象となる保有個人情報)を参照のこと。)。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)による請求も認められている(法第76条第2項。ガイドライン7-1-1(開示請求の主体)を参照のこと。)

行政機関等に対する開示請求には、①行政機関等に来所して行う場合、②開示請求書を行政機関等に送付して行う場合(※1)(※2)、③オンラインにより行う場合がある(6-1-2(開示請求の手続)を参照のこと。)

(※1) ファクシミリのみによる請求は、6-1-2-2【表1】(政令第22条の規定に基づき提示又は提出を求める本人確認書類(例))に示す本人確認書類を添付することができないと考えられることから、適当ではない。

(※2) 郵送による請求を認めず、例えば、請求の受付を窓口のみに限定することは、実質的に開示請求権を行使する機会を制限することにつながりかねないため、認められない。適切な方法による本人確認の下、郵送による開示請求にも対応することが必要である。

開示請求書が行政機関等に提出された場合、行政機関等は、①開示請求書の内容の確認(法第77条第1項。6-1-2-1(開示請求書の内容の確認)を参照のこと。)、②開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることの確認(同条第2項。6-1-2-2(本人確認)を参照のこと。)を行うとともに、必要に応じて、③開示請求書の補正(同条第3項。6-1-2-3(開示請求書の補正)を参照のこと。)及び④事案の移送(法第85条。6-1-6(事案の移送)を参照のこと。)等の手続を行う。

## 【7-1】6-1-2-1 開示請求書の内容の確認（法第77条第1項）前段

P.179

開示請求は、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、書面を提出して行わなければならない（法第77条第1項。ガイドライン7-1-3（1）（開示請求書）を参照のこと。）。そのため、口頭による開示請求は認められない。なお、口頭により開示を求められた場合については、当該開示を求められている保有個人情報を本人に提供することが法令に基づく場合、当該保有個人情報の利用目的のためであるとして法第69条第1項の規定に基づく場合や、利用目的以外の目的のためであっても法第69条第2項各号の要件を充足する場合には、本人に対して当該保有個人情報を提供することは可能である（4-5-2（例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合）（1）を参照のこと。）。

## 【7-2】6-1-2-1 開示請求書の内容の確認（法第77条第1項）中段

P.182

なお、死者に関する情報については、個人情報に該当しないため開示請求の対象ともならないが、死者に関する情報が同時にその遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人を本人とする開示請求の対象となる。請求の対象である死者に関する情報が、生存する個人に関する情報に該当するか否かは、当該情報の内容と当該個人との関係などを個別に検討して判断する必要がある（3-2-1（3）（死者に関する情報）を参照のこと。）。

## 【8】6-1-2-2 本人確認（法第77条第2項）

P.186

《中略》

(3) 任意代理人による開示請求の場合

- ① 開示請求を行う任意代理人に対して、上記（1）に記載した事項に留意しながら、6-1-2-2【表1】（政令第22条の規定に基づき提示又は提出を求める本人確認書類（例））に従って、政令第22条第1項又は第2項に規定する任意代理人本人に係る本人確認書類の提示又は提出を求め、任意代理人本人であることを確認するとともに、政令第22条第3項に規定する資格を証明する書類の提示又は提出を求め、開示請求に係る保有個人情報の本人（委任者）の任意代理人の資格を有することを確認する。
- ② なりすましや利益相反の防止といった観点からは、任意代理人からの申請があった場合において、適切に本人確認を行うほか、代理人の資格について、必要に応じて、委任状その他その資格を確認する書類の確認を補充するものとして代理人の資格の確認のための行為を積み重ねることが重要である。また、開示の方法を工夫することなどと合わせて、本人の権利利益を損なうことのないよう対応することが必要である。



## 【本人確認の対応の例】

事例 1) 請求者（任意代理人）の本人確認において、顔写真付きの本人確認書類を求め、請求者が任意代理人本人であることを確認する。

事例 2) 請求者（任意代理人）の本人確認において、顔写真付の本人確認書類の提出がない場合において、複数の本人確認書類の提出を求めることにより、請求者が任意代理人本人であることを確認する。

## 【なりすましや利益相反の防止のための対応の例】

事例 1) 請求を受けた後に、電話により請求者本人を通話口に呼び出し、口頭で委任の事実を確認する。

事例 2) 請求の対象となっている本人の住所地にある地方公共団体に対して、当該本人が住民基本台帳制度におけるドメスティックバイオレンス等の被害者の保護のための支援措置の対象となっていないかを照会するなどし、請求者（任意代理人）との関係について確認する（※）。

事例 3) 請求者（任意代理人）又は請求の対象となっている保有個人情報に係る本人の了解を得て、当該本人限定受取による郵便物として送付する。

（※）ただし、不必要に個人情報を取得することは避ける必要があり、また、支援措置に係る情報については慎重な取扱いが必要である。なお、支援措置の対象であるか否かについて照会を受けた地方公共団体においても、支援措置の対象の該否に係る情報の提供が可能か否かを判断することが必要となるため、その判断如何によっては該否の確認ができないことがあり得る点に留意が必要である。

③ オンラインによる開示請求の場合、上記①のうち任意代理人本人であることの確認については、電子証明書を利用してオンラインにより行うことができる（デジタル手続法施行規則第 4 条第 2 項。オンラインによる手続を行う場合の留意点は、6-1-2-1（開示請求書の内容の確認）も参照のこと。）。

④ 開示請求を行う任意代理人に対して、開示を受ける前に任意代理人としての資格を喪失した場合には、政令第 22 条第 4 項の規定により、その旨を届け出なければならないことを教示する。また、当該開示請求に係る審査手続等を考慮し、提出された書類等から、開示の実施が想定される日に任意代理人がその資格を喪失しているおそれがないかについて確認する。

## 【9】 6-1-3-1-6 不開示情報（事務又は事業に関する情報）（法第 78 条第 1 項第 7 号）

P.214

## (1) 事務又は事業に関する情報として不開示となる情報

国の機関（※1）、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、法第 78 条第 1 項第 7 号イからトまでに掲げ

るおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（※2）があるものとして①から⑦までに示す情報は、不開示情報とされている。

（※1）国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。

（※2）当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。同号イからトまでは例示的に規定されているものであり、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として判断する。

【その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれに該当し得る例】

例) 同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

① 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被る（※）おそれ

（※）国の安全が害されるおそれ等については、6-1-3-1-3（不開示情報（国の安全等に関する情報））を参照のこと。

② 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす（※）おそれ

（※）犯罪の予防等については、6-1-3-1-4（不開示情報（公共安全等に関する情報））を参照のこと。

③ 監査（※1）、検査（※2）、取締り（※3）、試験（※4）又は租税の賦課若しくは徴収（※5）に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ（※6）又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

（※1）主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

（※2）法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

（※3）行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

（※4）人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

（※5）租税には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

(※6) 同号ハに列挙された監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示となり得る。

また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは不開示情報に該当し得る。

④ 契約 (※1)、交渉 (※2) 又は争訟 (※3) に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ (※4)

(※1) 相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

(※2) 当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

(※3) 訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。

(※4) 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者として、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要等から締結する契約等に関する情報の中には、開示されることにより当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり得る。例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合が考えられる。

⑤ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ (※)

(※) 例えば、調査研究に係る事務に関する情報の中に、(i) 知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民や関係者に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、(ii) 試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものが含まれる場合が考えられる。

⑥ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ (※)

(※) 例えば、人事管理に係る事務に関する情報の中に、人事評価や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものが含まれている場合が考えられる。

⑦ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

## 【10-1】 6-1-5-1 開示決定等を行う期限（法第 83 条第 1 項）

P.225

開示請求を受けた行政機関の長等は、開示請求があった日から 30 日以内に、「保有個人情報の全部又は一部を開示する」か「保有個人情報の全部を開示しない」かの決定を行わなければならない。

なお、条例に規定することにより開示決定等を行う期限を 30 日より短い日数とすることが可能である。この場合には、当該日数以内に開示決定等を行う必要がある。

《中略》

## (2) 期間計算

民法（明治 29 年法律第 89 号）第 140 条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算し、同法第 142 条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することになる。なお、この間に開示請求書の補正が行われた場合、その補正に要した日数（※）は算入されない。

（※）補正を求めた日の翌日から当該補正が完了した日までの日数をいう。なお、「補正を求めた日」とは、行政機関等において補正書の発送等を行った日をいう。

## 【10-2】 6-1-5-2 期限の延長（法第 83 条第 2 項）

P.227

開示請求に係る保有個人情報について、事務処理上の困難その他正当な理由により、30 日以内に開示決定等を行うことができない場合には、30 日以内に限りその期限を延長することができる（法第 83 条第 2 項）。

なお、条例に規定することにより延長できる日数を 30 日より短い日数とすることができる。この場合には、当該日数以内に限り（※）その期限を延長することができる。

（※）開示決定を行う期限を、法が定める 30 日（法第 83 条第 1 項）より短い日数として定めている場合であっても、条例の定めにより延長することができる日数は、30 日を超えることができない。

## 【11】 6-1-5-3 期限の特例（法第 84 条）

P.228

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 30 日以内はもとより、法第 83 条第 2 項の規定に基づく期限の延長（30 日以内）を行ったとしても、当該期限内（60 日以内）に開示請求に係る保有個人情報の全てについて開示決定等を行うと、事務

の遂行に著しい支障が生じるおそれがあると判断される場合には、法第 84 条に規定する期限の特例規定を適用することとなる。

なお、この場合、60 日以内に処理できる分については当該期間内に開示決定等を行うべきであり、期限の特例の対象となるのはその残りの分であることに留意する。

【12】 6-1-9-1 手数料の額（法第 89 条）

P.251

《中略》

(2) 地方公共団体の機関に対する開示請求の場合

手数料に関する考え方は、行政機関に関するものと基本的に同じだが、地方公共団体の機関においては、手数料の額は、実費（※1）の範囲内において条例で定めることとされている。

実費の範囲内であれば、算定方法を工夫した適当な額とすること（例えば、従量制（※2）とすること。）や、手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること。）も可能である（ガイドライン 7—1—13（手数料）を参照のこと。）。

（※1）「実費」の内容としては、開示決定等の通知書の発出、請求者に交付する写しの作成等開示請求の処理及び開示の実施のための事務における人件費、光熱費、消耗品費、送付に要する費用（通常郵便に加えて、本人限定受取郵便による場合の費用等も含む。）等の費用が含まれる。

（※2）徴収の方法について、例えば、実際に保有個人情報を開示する時点で徴収することも考えられる。

【13】 6-4-4 行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関への諮問（法第 105 条第 3 項）

P.303

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について、法第 105 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関（※）に対して諮問する。

（※）地方公共団体が単独で設置する方法のほか、地方自治法第 252 条の 7 第 1 項の規定に基づき他の団体と共同設置することも可能である。

行政不服審査法第 5 章第 1 節第 2 款（審査会の調査審議の手続）の規定は、行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関について準用されている（行政不服審査法第 81 条第 3 項）。

《省略》

## 【14】 7-3 提案の募集（法第 111 条）

P.313

行政機関等は、行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集対象となる旨を個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイル（法第 110 条）について、定期的に当該提案の募集を行わなければならない（法第 111 条。ガイドライン 8-2（行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集）を参照のこと。）。

また、提案をする者が容易かつ的確に提案することができるよう、提案に資する情報の提供等を行う必要がある（法第 127 条）。

## (1) 提案の募集の公示

行政機関等は、行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集に関して必要な事項をあらかじめ公示する（規則第 53 条第 2 項）。この公示は、行政機関等が行政機関等匿名加工情報に関する提案について募集することを広く一般に周知するものであり、提案の募集に関して必要な事項を募集要綱として公表する。

この募集要綱は、とりわけ提案を予定する者に対して提案をするために了知しておくべき情報を提供するものとしなければならない（標準様式第 3-1（行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集の公示（募集要項））を参照のこと。）。

## (2) 提案の募集の実施

行政機関等は、毎年度 1 回以上、募集の開始の日から 30 日以上の間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により、提案を募集しなければならない（規則第 53 条第 1 項）（※1）（※2）。その時期及び期間については、本制度の理念にのっとり、提案募集は年度のうち可能な限り早い時期に開始し、また、提案者の利便と各機関及び法人の事務負担等とのバランスを考慮し、30 日にこだわらず、複数月にわたり提案募集の期間を設けるよう努める。

提案の募集を開始する場合、提案をする者の利便性を考慮し、各年度の募集開始の日よりも前に、あらかじめインターネットを利用して提案の募集を開始するときはホームページ（ウェブサイト）に、その他の方法により提案の募集を開始するときは当該方法に、次に掲げる事項を、当該ホームページ等の新着情報等のトップページ及び個人情報関連のページに、見やすく表示する（規則第 53 条）。

- ① 提案の募集の開始日及びその期間
- ② 提案の募集対象となる個人情報ファイルの一覧
- ③ 各個人情報ファイルの概要

(※1) 提案の募集対象となる個人情報ファイルを保有しない場合は、提案の募集をする必要はないが、その行政機関等は提案を募集しないことについて、問い合わせ等があった場合には説明責任を負う。

(※2) 提案の募集期間は、その年度内とするものであり、年度をまたぐものではない。

### (3) 提案の募集の単位

提案の募集は、原則として、個人情報ファイル単位で行うものとする。ただし、同種の個人情報ファイルを複数の部局や複数の地方支分部局にわたって保有している場合は、これらを取りまとめて提案を募集しても差し支えない。

## 【15】 7-6 手数料等の額（法第 119 条）

P.331

審査の結果、提案が審査基準に適合すると認めるときは、提案をした者にその旨と併せて手数料又は利用料（以下「手数料等」という。）の額を通知する。このため、審査結果の通知前にはあらかじめ手数料等の額を積算しておく必要がある（法第 114 条第 2 項、政令第 31 条及び規則第 59 条第 2 項）。

なお、手数料等に関しては、行政機関においては政令等により定めがあるが、地方公共団体においては条例で定めるところによるもの、独立行政法人等においては実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、当該独立行政法人等が定めるところによるもの、及び地方独立行政法人においては実費を勘案し、かつ、第 3 項又は第 4 項の条例で定める手数料の額を参酌して、当該地方独立行政法人が定めるところによるものとされている（法第 119 条）。

地方公共団体の機関においては、手数料の額は、行政機関における手数料の額を標準として条例で手数料の額を定める（法第 119 条第 3 項及び政令第 31 条第 4 項）。

### 7-6-1 手数料の額の積算方法（行政機関）

手数料の額は、政令第 31 条第 1 項の規定に基づき、次の①から③までに掲げる額に基づいて積算する。

- ① 基本事務（審査事務等）に対応する金額として 21,000 円
- ② 行政機関等匿名加工情報の作成の時間（職員の工数）1 時間まで毎に 3,950 円
- ③ 行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合に、当該委託を受けた者に対して支払う実費

#### (1) 基本事務に対応する金額

行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務を遂行するために必要となる提案の審査や審査結果の通知、契約の締結、成果物たる行政機関等匿名加工情報の提供など基本事務に対応する手数料として、提案 1 件当たり 21,000 円とする（※）。

（※）行政事務の効率化の観点と、個別の提案に要する事務に応じた公平な負担の観点のバランスを考慮しつつ、政令第 31 条第 1 項においては、次の事務を考慮して積算している。

- ・ 提案の審査の事務
- ・ 審査結果等の通知及び契約の締結の事務
- ・ 行政機関等匿名加工情報の提供の事務

## (2) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間に応じた金額

行政機関等匿名加工情報を作成するに当たっては、個人情報ファイルを管理運用している情報システムからのデータ抽出方法の設計及びデータ抽出の実行、加工のためのプログラムの設計及び加工処理の実行、成果物の検査等が必要となり、当該作成に必要とされる工数（単位：人時）を見積もり、当該工数に時間単価 3,950 円を乗じた額とする。

## (3) 作成委託をする場合

行政機関等匿名加工情報の作成に当たり、高度かつ専門的な加工を必要とする場合には、その作成を事業者へ委託することが考えられる。この委託に当たっては、専門技術を有するエンジニアなどの要員が必要となり、行政機関等において作成するよりも人件費が高額になる蓋然性が高くなると考えられることから、委託先の事業者に対して支払う費用を実費として手数料に加算する。

なお、作成の委託をする場合、行政機関等において委託手続をするために生じる事務（例えば、委託のための文書の起案・決裁等）に必要な時間については、作成に要する時間に応じた金額（7-6-1「② 行政機関等匿名加工情報の作成の時間（職員の工数）1 時間まで毎に 3,950 円」を参照のこと。）に含まれ、委託を受けた者に対して支払う委託費については、行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合に委託を受けた者に対して支払う実費（7-6-1「③ 行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合に、当該委託を受けた者に対して支払う実費」を参照のこと。）として積算する（※）。

（※）同一の募集期間内に特定の個人情報ファイルに対して、全く同一の提案が複数あった場合は、作成に要した費用を各々案分し手数料を算定することとなる。

## 7-6-2 手数料等の額の確定

行政機関については上述の手数料の額の積算方法に従って、地方公共団体については条例で定める積算方法に従って、独立行政法人等及び地方独立行政法人についてはそれぞれが定める積算方法に従って、算定した額を検算し確定させた後は、審査結果通知書に当該手数料等の額その他



必要事項を記載し、当該審査結果通知書を送付しなければならない（法第 114 条第 2 項、規則第 59 条第 2 項）。

なお、手数料等の額が納付された後に、実際の処理に要した工数が事前に手数料等の額を積算するための工数と相違する場合など実際に要した経費等の額と納付された手数料等の額との乖離が生じることがあり得るが、差額の還付や追加納付は行わない。ただし、審査結果通知書で示した手数料等の額に形式的な誤りが判明した場合（例えば、10,000 円とすべきところを 100,000 円と誤記した場合等、手数料等の額の数値や単位を誤って記載した場合が挙げられる）はこの限りでない。

このため、提案をした者への公平な負担や適切な事務コストの回収の観点から、できる限り、このような乖離が生じることのないよう、行政機関等においては加工方法や作業内容の把握に努め、必要に応じ工数の算定方法を見直すこととし、正確な手数料等の積算を行う。

#### 【16】 8-6 地方公共団体に置く審議会等への諮問

P.381

地方公共団体の機関は、個人情報 の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第 129 条。ガイドライン 9-4（地方公共団体に置く審議会等への諮問）を参照のこと。）。

以上において、「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサーバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。

この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。

令和 3 年改正法では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和 3 年改正法の趣旨に反するものである。

なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第 166 条の規定に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めるとも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。

なお、令和 3 年改正法の施行前の条例に基づく審議会等による答申を根拠とした運用については、令和 3 年改正法の施行後においては、改正後の法に則ったものであるか否かにつき再整理した上で、法の規定に従い適切な取扱いを確保する必要がある。

【17】 9-5 条例の届出（法第 167 条）

P.386

《省略》

(1) 地方公共団体における条例の改廃

令和 3 年改正法の施行後は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における個人情報の取扱いについても基本的には法に基づく全国的な共通ルールにより規律されることになるため、（基本的には法の規定が直接地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に適用されることになるため）既存の個人情報保護条例の規定の大部分は削除されることとなると考えられる。

ただし、手続規則や地域の特性に応じて特に必要な場合の独自の保護措置については、法の趣旨・目的に照らし、引き続き条例で定めることが可能な場合もあると考えられる。条例で定められるものとして許容されるもの（許容されないもの）は、以下のとおりとされている。

【条例に規定されることが想定されるもの】

- ・ 本人開示等請求における手数料（法第 89 条第 2 項）
- ・ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第 119 条第 3 項及び第 4 項）

【条例に規定が置かれることが許容されるもの】

- ・ 「条例要配慮個人情報」の内容（法第 60 条第 5 項）
- ・ 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第 75 条第 5 項）
- ・ 開示等請求における不開示情報の範囲（法第 78 条第 2 項）
- ・ 開示請求等の手続（法第 107 条第 2 項、第 108 条）
- ・ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問（法第 129 条）

【条例に規定が置かれることが許容されないもの】

- ・ 個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定
- ・ 令和 3 年改正法の規律に加えて、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定
- ・ 個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定
- ・ オンライン結合に特別の制限を設ける規定

- ・ 目的外利用・提供を行う場合に典型的に審議会等の諮問を要する旨の規定
- ・ 開示請求等の手続について令和 3 年改正法の規定よりも処理期間を延長する規定
- ・ 個人情報取扱事業者等による個人情報の取扱い等に関する独自の規制

なお、法は、委員会が、地方公共団体の求めに応じ、必要な情報提供や技術的助言を行うことを法律上の責務として規定（法第 166 条）（ガイドライン 10-4（地方公共団体による必要な情報等の提供の求め）及び 9-4（地方公共団体による必要な情報等の提供の求め）を参照のこと。）しており、条例案の策定過程において、地方公共団体から法の解釈等について、委員会に対して必要な情報の提供を求めることは想定される。